

奈良県司法書士会役員等選任規則

(目的)

第1条 会則第26条に規定する役員、同第27条第5項に規定する予備監事及び同第48条に規定する綱紀調査委員、並びに日本司法書士会連合会、近畿司法書士会連合会の代議員（以下「代議員」という。）の選任はこの規則によって行う。

(選挙権者)

第2条 選挙権は司法書士会員（以下「会員」という。）本人が総会に出席して、これを行使し、代理人によっては行使できない。

(被選挙権者)

第3条 被選挙権者は第9条の告示の日までに、奈良県司法書士会会員名簿に登録された会員とする。

第2章 選挙管理委員会

(選挙管理委員会)

第4条 この規則による選挙事務を行うため、選挙管理委員会（以下「委員会」という。）を設ける。

(選挙管理委員)

第5条 委員会は選挙管理委員（以下「委員」という。）6人をもって組織する。

2 委員会は委員長が招集する。ただし、最初の委員会は会長が招集する。

3 委員長は委員の互選による。

4 委員長は委員会を代表し、その事務を統理する。

(選挙管理委員の選任)

第6条 委員は支部が各3名推薦し、理事会の承認を得て会長が選任する。

2 予備委員2名は、支部代表者会議が推薦し、理事会の承認を得る。

(委員の任期)

第7条 委員の任期は就任第1回目に執行される選挙事務が完了するまでとする。

(委員の欠格等)

第8条 会則第26条に規定する役員（以下「本会の役員」という。）は委員になることができない。

2 委員が候補者又は本会の役員となったときはその資格を喪失する。

3 委員に欠格その他の事由により欠員が生じたときは、予備委員の中から会長が選任する。

(選挙告示)

第9条 委員会は選挙期日の30日以前に、次の事項を定めて本会の事務所に掲示するとともに、同時に会員に通知する。

(1) 選挙期日及びその場所

(2) 立候補の届け出の期間に関する事項

(3) その他必要と認める事項

第3章 役員を選任方法

(選挙の時期)

第10条 会長、副会長、理事及び代議員は、定時総会において選挙によって選任する。ただし、任期満了による後任の会長及び副会長のうち3名以内は、その任期が満了する日の属する年の2月に臨時総会を開催し選挙によって選任する。

(会長の選任)

第11条 会長は選挙によって選任する。

2 会長の立候補者がいない場合、第32条の規定により設置された選考委員会の委員長（以下、選考委員長という。）は、会長の候補者を推薦し総会の承認を求めなければならない。

3 前項の規定により総会の承認を得た者は、第21条の規定にかかわらず無投票当選とする。

4 会長は、3期連続して会長になることはできない。

(監事の選任)

第12条 監事及び予備監事は、支部代表者会議の推薦に基づき総会が選任する。

(副会長の選任)

第13条 副会長は選挙によって選任する。

2 第10条但書の規定により予め選挙される副会長の立候補者の数が3名に満たない場合、予選された後任の会長は、3名に満るまで副会長の候補者を推薦し総会の承認を求めることができる。

3 予選によらず選挙される副会長の立候補者の数が定員の上限に満たない場合、会長（当該総会において会長が交代する場合には、予選された後任の会長）は、定員を満たすまで副会長の候補者を推薦し総会の承認を求めることができる。

4 前2項の規定により総会の承認を得た者は、第21条の規定にかかわらず無投票当選とする。

(綱紀調査委員の選任)

第14条 会員である綱紀調査委員は、支部の推薦に基づき総会が選任する。

(代議員の選任)

第15条 代議員は選挙によって選任する。

2 代議員のうち1名は、会長（当該総会において会長が交代する場合には、予選された後任の会長）が、代議員の候補者を推薦し総会の承認を求めることができる。

3 代議員の立候補者の数が定員に足りない場合、会長（当該総会において会長が交代する場合には、予選された後任の会長）は、定員を満たすまで代議員の候補者を推薦し総会の承認を求めることができる。

4 前2項の規定により総会の承認を得た者は、第21条の規定にかかわらず無投票当選とする。

(理事の選任)

第16条 理事は選挙によって選任する。

2 前項にかかわらず支部は、各支部3名に限り理事の候補者を推薦し総会の承認を求めることができる。

3 理事の立候補者及び前項の規定による候補者の数が定員の上限に満たない場合、会長（当該総会において会長が交代する場合には、予選された後任の会長）は、定員を満たすまで理事の候補者を推薦し総会の承認を求めることができる。

4 前2項の規定により総会の承認を得た者は、第21条の規定にかかわらず無投票当選とする。

(候補者)

第17条 自ら立候補した会員を選挙の候補者とする。ただし会長に立候補するには、本会の会員（法人会員を除く）5名以上の推薦を受けることを要する。

(立候補の届出)

第18条 立候補しようとする者は第9条の届出期間内に委員会の定める様式による文書をもって、その旨を届け出なければならない。

2

(立候補者の告示)

第19条 立候補の届け出期間が終了したときは、委員会は直ちに立候補者名簿を作成し立候補者の氏名等を本会事務所に掲示し、かつ遅滞なく会員にこれを通知する。

(所信表明)

第20条 立候補者は所信表明することができる。

2 前項の場合第9条の届け出期間の最終日時までに委員会に所信表明書を提出しなければならない。委員会は遅滞なくこれを会員に通知する。

第4章 投票及び開票

(選挙の方法)

第21条 選挙は直接無記名投票によって行う。

(投票用紙の交付)

第22条 委員会は所定の投票用紙を投票の直前、総会に出席の会員に交付する。

(投票の方法)

第23条 投票は役職毎に1人1票とし、候補者1人の氏名を記載してこれをなすものとする。

(開票)

第24条 開票は総会場で委員会が行う。この場合、委員以外の選挙権者の中から総会議長が指名した3人が立ち会う。

(無効票)

第25条 次の投票は無効とする。

- (1) 所定の投票用紙を用いてないもの。
- (2) 委員会において記載が確定できないもの。
- (3) 第22条及び第23条の規定に反したものの。

(会長の選挙)

第26条 会長の得票数は有効得票数の過半数以上でなければならない。

- 2 各候補者の得票数が前項に定める数に達しないときは、得票数の多い2人について更に選挙を行わなければならない。
- 3 得票数が同数で当落を決められないときは、抽選により決定する。

(会長以外の選挙)

第27条 有効得票数の多い者から定員に満つるまでの者を当選者とする。

- 2 得票数が同数で当落を決められないときは、抽選により決定する。

(無投票当選)

第28条 候補者が選挙定員数以下の場合には、投票を行わず無投票当選とする。

(開票結果の報告)

第29条 当選者が決定したときは、委員長は総会場において役職別毎に、有効投票及び無効投票の数、各候補者の得票数、当選者の氏名、その他必要事項を報告しなければならない。

(繰上当選)

第30条 会長以外の選挙により当選した者が、当選後やむを得ない理由により役職に就任できない場合は、次点者が当選者となる。

- 2 会長の当選者が、当選後やむを得ない理由により就任できない場合は、再選挙とする。
- 3 当選を辞退した者は総会の終了までに辞退の理由を総会に表明しなければならない。

(就任承諾)

第31条 この規則により選任された者は、立候補した者を除き、就任を承諾する旨の文書を委員長に提出しなければならない。

- 2 前項の届け出をしない者は就任しないものとみなす。
- 3 第1項の文書は、あらかじめ委員長に預託することができる。

第5章 補 則

(選考委員会の設置)

第32条 会長の立候補者がいないときは、会長は選考委員会を設置し、その候補者を選考させなければならない。

- 2 副会長、代議員及び理事の立候補者がいないとき、または、立候補者の数が定員に足りないときは、会長（予選された会長があるときは、予選された後任の会長）は選考委員会を設置し、その不足数につき候補者を選考させることができる。

(選考委員会の構成)

第33条 選考委員会は次の者によって組織、選考委員の互選によって選考委員長1名を置く。

- (1) 会長（予選された会長があるときは、予選された後任の会長）
- (2) 支部長
- (3) 北支部より推薦された会員2名
- (4) 南支部より推薦された会員2名
- (5) 理事会で選任された会員3名

(選考委員の任期)

第34条 選考委員の任期は、候補者の就任が確定するときまでとする。

(選考方法)

第35条 選考委員会において、候補者を決定するときは、選考委員の過半数の賛成をもってこれをなす。ただし、可否同数の場合は委員長がこれを決する。

(総会の承認)

第36条 選考委員会が会長の候補者を選考した場合、選考委員長は、選考の結果を総会に報告し、その候補者につき総会の承認を得なければならない。

2 選考委員会が副会長、代議員及び理事の候補者を選考した場合、選考委員長は、選考の結果を会長（当該総会において会長が交代する場合には、予選された後任の会長）に報告しなければならない

(規則の改廃)

第37条 この規則の改廃は総会の議決を経なければならない。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、改正司法書士会会則の認可の日から施行する。（平成24年1月16日認可）

附 則

(施行期日)

この規則は、平成27年5月17日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規則は、平成28年5月22日から施行する。

